⑸　契約締結後の技術提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額の低減を可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が採用された場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は設計図書等による。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑼　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⑽　一般競争参加資格の決定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の決定を受けていない者も上記４⑶により申請書、資料及び技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⑾　本案件は、資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⑿　詳細は入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Takashi Nanba, Vice Director-General Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction works of wharf (−9m) at Shinminato area in Kagoshima Port
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 July 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 14 : 00　24 August 2012 (tenders brought with 14 : 00 24 August 2012 or submitted by mail : 14 : 00　24 August 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Akira Nagasaki, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyusyu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2−10−7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812−0013 Japan. TEL 092−418−3345

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月11日
支出負担行為担当官
九州地方整備局副局長　難波　喬司
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第10号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　北九州港（新門司地区）航路（−10m）（３・４工区）浚渫工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　福岡県北九州市門司区新門司地先
⑷　工事内容　潜水探査工　潜水探査　17点（想定）、浚渫工　グラブ浚渫　約111,000㎥（ＮＥＴ）（粘土シルト　約111,000㎥）、土捨工　土運船運搬　約111,000㎥（ＮＥＴ）（運搬距離＝約7.5㎞）（想定）、処分費土捨料　約111,000㎥　土捨場所（民間処分場）
⑸　工期　平成25年２月28日まで
⑹　使用する主な資機材　グラブ浚渫船
⑺　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）
⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照。）
⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。
⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。
⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が950点以上の者であること。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾等しゅんせつ工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が850点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾等しゅんせつ工事における客観点数が850点以上の者であること。）
⑷①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成９年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した計画数量70,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、平成９年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
③　経常建設共同企業体にあっては、構成員のうちいずれか１社が、平成９年度以降に元請けとして、航路又は泊地における、グラブ浚渫船を使用した計画数量70,000㎥以上の浚渫工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）
さらに、他の構成員は、平成９年度以降に元請けとして、浚渫船を使用した浚渫又は床掘工事の施工実績を有する者であること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）